

令和4年8月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和4年8月総会

萩市農業委員会総会議事録

8月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第56号 空き家に附属する農地の指定について
議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第58号 農地賃借料情報の提供について
議案第59号 事業計画変更承認について
議案第60号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
議案第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第62号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 横山喜一郎 | 2番 | 田村廣 |
| 3番 | 草野隆司 | 欠席 | 藤田芳昭 |
| 5番 | 松田由美子 | 6番 | 中野恵子 |
| 7番 | 長富繁美 | 欠席 | 品川民雄 |
| 9番 | 原川久美子 | 10番 | 鈴川肇 |
| 11番 | 矢次利典 | 12番 | 原田知美 |
| 欠席 | 守永正範 | 14番 | 金子哲也 |
| 15番 | 大石博則 | 16番 | 岡崎弘明 |
| 17番 | 烏田茂夫 | 18番 | 尾木武夫 |
| 19番 | 片岡兼雄 | | |

○議事録署名委員

- 9番 原川久美子 16番 岡崎弘明

○議事

事務局長 ただいまから、令和4年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員

会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、9番 原川委員、16番 岡崎委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第55号第1項について説明いたします。議案は、
2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項と第2項につきましては、先月の総会にて空き家に附属す
る農地の指定を受けた農地になります。

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さ
ん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1.3km、●●●、地目は登記・
現況ともに畑、面積157㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、
耕作面積は0㎡です。●●●さんは、●●●から移住してこられた
方です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さ
ん外4名です。

申請地の場所ですが、●●●があって、その近くの場所になりま
す。ここが●●●で、申請地がここになります。ここが空き家にな
っておりまして、これも一緒に買われるということで、ご本人はす
でに空き家に移住をされております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいで農地

の管理が困難なことから、萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは空き家バンクで●●●さんの物件を気に入られたため双方連名により本申請に至ったものでございます。●●●さんは萩市空き家バンクの記念すべき400件目の移住者となりました。それが記事として取り上げられていました。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日、同居人の方が60日となっております。

営農計画ですが、申請地に現在植えてある、栗・柑橘・梅に加え、野菜を自家消費目的で栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、今後必要になったものを随時購入されるということです。

申請地の写真ですが、前回もお見せしましたとおりでありますが、こういった感じで、栗や柑橘が植えてある状態でございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、7月4日に、事務局と、●●●委員、●●●推進委員と私とで現地確認をいたしました。詳細については先月、●●●推進委員が説明したと思いますが、現況は写真にあるとおり、現在もこの状況は変わっておりません。これは栗の木ですが、今現在は大きなイガイガの実がたくさんついている状態です。畑としては柑橘類もありますが、樹木以外はちょっと日照条件が悪いかなと思っておりますがまた、裏の方の畑も空いているようでありますので、必要であればという話もしております。特に変わったところはございませんけれども、初めての取得ということでございまして、近所にも知り合いがおりますので、手助けをしてやってくれよと話をしております。この件については、農地としては日照条件等少し心配ですが、がんばってやってくれるのではないかと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 こちらも先ほど申し上げたとおり、先月、空き家に附属する農地の指定を受けた農地になります。
それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月1日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積205㎡外1筆で、合計で440㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の方に向かって、●●●のご自宅がこのあたりにございますが、もう少し奥側にある農地です。空き家がこちらにございまして、そこを囲うように農地がついております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで農地の管理が困難なことから、萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは●●●さんの物件を気に入られたため双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日となっております。

次に営農計画ですが、申請地ではキュウリやトマト等の野菜を自家消費目的で栽培される予定です。

農機具の保有状況ですが、今後必要になったものを随時購入されるということです。

現地の写真ですが、こういったかたちで家の道の前側ですね。こ

のような状態になっております。それと家の横ですが、このような感じになっております。空き家自体はこちらが空き家です。こういった状況です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 ただいま、事務局より説明のあったとおりでございますが、7月1日に、●●●会長、事務局、●●●推進委員、空き家バンク担当の方、そして私で現地の確認に行っております。先月、●●●推進委員からも、補足説明があったと思いますが、空き家に附属している農地ということで、説明があったように、自分の食べる野菜の栽培をしたいということで、適当ではないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませか。
●●●さんは、●●●でリモートで仕事をされるということですが、ちょっとそのへんの説明をお願いします。

事務局 こちらの●●●さんは、今●●●の方で会社勤めをされておりますが、仕事を変えることなくこちらに引っ越してこられて、自宅でリモートワークで仕事をされるということでございます。自宅の改装など、ご自分で楽しみながらやりながら、リモートワークで仕事をされるということで、収入的にも問題ないと思います。

議長 ●●●にこんな先進的な方が来られるということで驚きました。そういうことですが、ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積343㎡外3筆で、合計で1,276㎡です。譲受人は●●●さんで、耕作面積は264,920㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。●●●さん所有の空き家とともに●●●さんが購入をされて活用されます。

申請地の場所ですが、ここに●●●の●●●がありまして、ここに●●●と●●●があるのですが、そこからもう少し●●●側に向かったところ、ここに●●●があるのですが、そのすぐそばが申請地でございます。ここに●●●がございまして、もう少し●●●よりですね。こちらが申請地になっております。ここに●●●さん所有の倉庫があるのですが、倉庫の後ろの空き家とそのまわりの農地を購入されるということです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため、管理が困難であるため家屋とその周辺の農地を処分したいということで、●●●さんにご相談され、譲受人の●●●さんは、●●●の畑付き住宅として利用したいと考えられ、申出を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

●●●の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は9年です。年間農作業従事日数は、ご本人が180日となっております。代表理事の外に組合員が28名いらっしゃいます。

営農計画ですが、申請地では野菜や小豆等の栽培をされる予定です。

農機具の保有状況ですが、農事組合法人ということで必要な機械はすべて法人で保有されており、保管する倉庫などもお持ちであるため問題はございません。

現地の写真ですが、現地は一部すでにこういったかたちで小豆が

植えてありまして、ちょっと図面とは違いますが、このあたりに農業用倉庫が建っておりまして、それがこちらになります。手前のこの畑になります。このあたりが空き家のこちら側の畑になるのですが、こういった状況になっております。今は植えてないのですが、こちらにも活用されるということで聞いております。こちらが該当の空き家で、こういった状況です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、8月2日に、農業委員2名、推進委員が2名、そして●●●の●●●代表理事、会計の●●●さん、農業委員会事務局の●●●局長、●●●さんの8名で現地の確認をいたしました。

この目的は、ただいま説明がありましたように、●●●さんのお父さんが亡くなられて、子供さんが●●●の方に出ておられるので、家の管理、畑の管理が出来ないということで、譲り渡したいということでございます。空き家と荒地ができるよりは、こういうかたちが理想的だなという感じがして、是非これはすすめていただきたいと期待をいたしますが、全国的に空き家がたくさんある、農地も荒れてくるということで、日本の将来の農業食糧、そういうものがどのような方向に向いていくのか、大変危惧しております。この空き家としては、●●●が担い手の住宅として使うということでございますので、大変良いかたちでございますが、こういう問題も起きてくるという感じがいたします。けれども担い手の欠落ということ、この対応を早く進めていかないと、法人もだんだんやれなくなってくるということも考えられますので、是非、すすめてやっていただきたいと思っております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 日本の農業の現状を詳しくお話ししていただきましたが、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約3.7km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積716㎡外2筆で、合計で3,024.72㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここが●●●の●●●になりますが、そこから●●●の方へ進んで行かして、昔の●●●がある方向に曲がって少し行った、このあたりが申請地でございます。県道が通っているのですがそれに沿うかたちで、3か所申請地があって、ここに空き家がございます。ここに2筆、ここに三角形の8㎡くらいの小さな農地が1筆ございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため農地の管理が難しく、処分のため萩市空き家バンクに空き家とともに農地を登録され、譲受人の●●●さんは、のんびり家庭菜園をやる環境、近隣の方に気兼ねせずに鶏を飼うことができる環境を探されていて、萩市の空き家バンクに掲載されていた●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が180日、奥様が180日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地では家庭菜園としての利用や、鶏の飼育

を行うとのことです。将来的にはミミズの養殖や、野草を育てて小動物の飼料づくりをされたいとの展望をお持ちです。

農機具の保有状況ですが草刈機と軽トラック1台を購入される予定です。

現地の写真ですが、まずこの細い農地ですが、ここは川沿いのところで、こんな感じで果樹が少し植えてあり、こういった状況になっております。家の前側のこちらの田んぼは、中山間地域等直接支払制度に入っているもので、きれいにしてある田んぼですが、ここが空き家です。空き家の前側にこういった田んぼがございます。そして残り2反くらいの大きい農地があるのですが、これは奥側、このあたりになります。以前使われていたハウスが置いてある状況です。もう少し後ろは、草が生えた状態になっておりますが、こちらは草刈りをされて鶏を飼われるということで、ハウスがあるところは家庭菜園に使われるということで聞いております。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第15番 この件につきまして、ただいま事務局から説明があったとおりでございますが、8月9日、事務局2名、●●●農業委員、●●●推進委員と移住支援員の●●●さんと現地を確認いたしました。譲渡人の●●●さんは以前から●●●のサービス付き高齢住宅に住んでおられ、自宅を空き家バンクに登録されておりました。今回、●●●の●●●さんが購入されることになり、附属する農地も譲り渡されることになりました。農地の利用方法ですが、今後●●●さんが家庭菜園や鶏の飼育を行い、自給自足を目指して将来的には、ミミズの養殖、小動物の飼料作り等を考えておられます。ミミズは養殖しなくてもかなりいますが、イノシシの餌にならないといいと思っております。年齢的にも●●●歳ということで、●●●地区におきましては若い方ですので、しっかり農業をしていただければ、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

今の中で、ミミズや、小動物の餌を飼育してそれを販売するのですか。

事務局　そうですね。ご本人はそういう風におっしゃっておいりました。ミミズは、例えば釣り餌や、農地の圃場改善などで売買されているようです。調べましたら、どれくらいのお金になるかはわかりませんが、箱などに入れてミミズの養殖をしている会社はあるようです。インターネットで調べました。

議長　私も長いこと農業委員会におりますが、ミミズの養殖ということでの営農計画ははじめて聞きました。どっちにしても、先ほど●●●委員も言われたように、年齢が●●●歳ということで、若いですので大いに期待したいと思います。
ほかに質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長　事務局は第5項の説明をお願いします。

事務局　それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約500m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積823㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,191㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●のすぐそばでございまして、ここに●●●がありますが、●●●に行く方に右に曲がって、少し行ったと

ころに郵便局があるのですが、その近く、ここが申請地です。こういったかたちで田んぼがずっと並んでいますが、そのうちの1筆です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで、農地の管理が難しく後継者もいないことから農地の処分を検討され、譲受人の●●●さんは、利用権設定はされていませんが請負で、現在申請地を耕作されているため、●●●さんからの話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は43年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、奥様が60日、お母さまが250日となっております。

営農計画ですが、申請地では現在水稻の栽培がおこなわれていて、これからも引き続き水稻の栽培をされるとのことでした。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、田植機1台、トラクター1台、草刈機4台、軽トラック1台を保有されています。

現地は今、こういった状態でしっかり稲が植えられています。すでに●●●さんが耕作をされていますので、問題はないと思います。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 第5項につきましては、本日、●●●の●●●農業委員さんが急遽欠席となりましたので、事務局から現地調査についてご説明いたします。

8月5日、●●●農業委員、●●●地区の●●●推進委員、●●●推進委員と事務局2名で現地調査を行いました。

申請地は県道に面したほ場整備済みの条件の良い田んぼで、これまでも譲受人の●●●さんが請負で耕作されていました。近隣に、ほ場整備済みの●●●さんの田があり、申請地が荒れると困るというところで、このたび購入のお話がまとまったようです。

●●●さんは●●●歳で、お勤めされながらの兼業ですが、現地確認では、●●●歳の●●●さんのお母さんが来られていて、まだまだお元気で、お母さんも農業従事されており、ご自分の田と合わ

せて申請地を耕作されるもので、問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第56号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第56号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

8月3日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約130m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,094㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。この申請者の●●●さんですが、すでに●●●の子供さんのおられるところに引っ越しをされていますが、申請の時点では●●●の住所にいらっしゃったので、今回は●●●で申請させていただきます。

現地の場所ですが、ここに●●●がありまして、●●●の方に向かいまして、●●●がここにございますが、●●●のすぐそばの住

宅地の中の畑です。こういったかたちでここに空き家がありまして、それに沿ったかたちで1反ほどの畑がついてございます。

申請地については、●●●から引っ越してこられる、空き家購入者の●●●さんが購入され、申請地に植えてある夏みかんの他に、なす、キュウリ、ピーマン、等の野菜を自家消費目的で栽培されるご予定です。

申請地は、こういったかたちで、庭のように使われている状態です。柑橘類が植えてありまして、こちらが空き家になります。こういった状況で、農機具小屋も建っている状況でございました。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、8月3日に、●●●会長、事務局、●●●推進委員、そして空き家バンク担当の方と私で、現地確認をしております。今事務局より説明がありましたとおりでございますが、空き家に附属した農地ということで、以前は、写真にありましたように、持ち主の方は大変お花が好きで、季節ごとに花を楽しんでおられたということで、かわいらしい花壇が作ってありました。購入される方は自分たちが食べる野菜の栽培をしたいということで、建物の方には夏みかんの木が植えてあったりして、萩らしい場所でまた新しい生活を始められることと思っております。また、このお家は門構えが立派なお家で、立派なお庭もあってたいへん人気の空き家だったと聞いております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約100m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積172㎡外1筆で、合計で285㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、●●●の境のあたりになりまして、ここが●●●ですが、ずっと●●●の方に行きまして、ここに●●●がありますが、ずっと行って●●●のすぐそば、ここが申請地でございます。ここが●●●ですが、その近くの空き家の前のこのような畑と、この後ろ、ここに道がありますが道を挟んである畑と2つの畑でございます。このあたりは●●●に入るような場所でございます。所有者の●●●さんは、同じ●●●の地区内にご自宅をお持ちで、こちらはご実家と聞いております。

申請地については、空き家の購入予定者である●●●の●●●さんが購入され、キュウリやトマト、ピワ等を栽培されるご予定です。●●●さんも先ほどの●●●の案件と同様に、会社は辞めずにこちらに来てリモートワークをされると聞いております。

現地の写真ですが、こちらがご自宅の前の写真です。お隣に住んでいらっしゃる方と一緒に共同で使われるということで聞いております。

こういった家の前の畑、それともう一箇所の畑、こちらは果樹、イチジクが少し植えてある状況でございます。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並

びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきまして、8月3日に、●●●推進委員、事務局2名、私とで現地確認を行いました。申請地は●●●と●●●の境にございまして、漁村集落となります。集落の中の家が密集している中で、農地は家と家とで囲まれています。以前は家庭菜園として管理されていたようです。この農地が荒らされることによって、周囲も大変迷惑をかけられるという恐れがあると思われまますので、購入者が管理をしていただければ問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
これはちょっと余談ですが、●●●とありますが、●●●がこの近くです。今右側が●●●、左側が●●●ですが、●●●へ向いて集落が右側にございますが、左側へずっと山奥に入っていくと家が3軒くらいあったと思いますが、そこが●●●の故郷でございます。
余談でございましたが、質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ございませんね。それでは採決いたします。議案第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第57号1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東890mに位置する、商業地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた孤立した農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記地目は畑、現況地目は転用済のため荒廃、面積は51㎡です。宅地及び雑種地の一体利用地を含めた合計面積は324.25㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●がこちらにございまして、●●●の角から市道●●●線を西に150m入ったところの宅地の裏の農地になります。

写真を説明いたします。こちらが申請地になります。周辺状況でございまして、市道側から見たこちらが一体利用地になりますが、こちらは以前家が建っていましたが、現在は取り崩されています。こちらが反対側から市道側を見た写真でございまして、赤い枠線が申請地になります。こちらも同じく申請地を示したものでございまして。

転用目的ですが、宅地建物取引業者の免許を持つ●●●さんが、周囲は宅地化が進行し、交通の便もよく、住宅需要が見込まれる申請地を買い受け、1区画の宅地分譲を行うための土地の造成を行うものであり適当です。

所有者の●●●さんも、農地の管理ができないことから、売買に応じることとなりました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の北側と東側は一体利用地の宅地、南側は宅地、西側は雑種地に接しており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、南側の市道から進入する形で、324.25㎡の1区画の宅地造成を行う計画です。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下により敷地内に設置する雨水枡及び雨水側溝を通じて、南側の市道の既設道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、市道側より、奥側が低くなっているため、80cmの盛り土を行い造成します。隣接地との境界には、型枠ブロック擁壁を設置するため、土砂等の流出のおそれはなく適当です。

なお、本案件は、令和3年6月22日に宅地部分に建っていた建物を解体した際に、畑の部分にも砕石を敷き均し、雑種地として放置された状態でした。こちらは許可前着工ということで無断転用に当たるため、所有者の●●●様から始末書の提出を頂いております。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、8月2日、事務局より2名、●●●委員さん、●●●委員さんと私の計5名、そして●●●の方の立会いのもと、現地確認をいたしました。最近、●●●さんが市内の宅地分譲をいろいろされておられまして、ここも●●●さんより宅地分譲をされたいということで、●●●さんに話を持っていかれてまして、●●●さんも高齢の為管理が難しいということで、宅地と畑の一括売買に応じられたようでございます。申請地は先ほど事務局からの説明があったように、孤立した農地ということで、元々●●●さん所有の建物の裏に畑があったものでございまして、今年の6月に建物を解体されたときに許可を得ないまま宅地にされました。整地されて砂利を敷いた状態でございます。今回、申し訳ないということで、始末書を提出されています。まわりがほとんど宅地でございますので、●●●西側に●●●が通っておりまして、そこに面した雑種地が残っておりますが、それ以外はまわりが全部住宅地でございますので、問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

8月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西1.2kmに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積185㎡外1筆で、合計面積は1,256㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線の●●●手前の角を曲がり市道●●●線を北に230m進んだ市道沿いの農地になります。

周辺の写真ですが、こちらの川が●●●で、こちらの市道沿いが申請地となります。

こちらが、道路から撮った申請地です。以前は柑橘畑でしたが、現在は耕作放棄された状態となっております。

こちらが、宅地側から撮った写真になります。

こちらは、南側の隣接農地ですが、柑橘の栽培をされておられ、進入路も確保されております。

転用目的ですが、宅地建物取引業者の免許を持つ●●●さんが、周囲は宅地化が進行し、通学、買い物、医療関係等、住居環境に恵まれた申請地に、3区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものであり適当です。

所有者の●●●さんは、他県に居住していることもあり、農地の管理が困難なため申入れに応じられませんでした。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と東側は宅地、西側は市道に接しております。南側は宅地と畑に接しておりますが、隣接農地所有者及び耕作者より隣接農地承諾書が提出されており、進入路も確保されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、西側の市道から進入路150.88㎡を設けて、378.05㎡～386.10㎡の宅地を計3区画造成する計画です。現地実測による全体面積は1,297.31㎡となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、敷地内に雨水溜枡を設置し、進入路に設ける側溝から、西側の市道の横断路側溝を通じて、●●●に放流し、汚水は公共下水道に接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土を除去し、地ならしの上、整地される計画であり、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、本案件は、宅地造成に伴う雨水排水処理のため、●●●の河川区域及び河川保全区域内に排水路を設置し、河川区域内の土地の占有を行うため、河川法第26条及び第55条の占有と工作物の設置に係る許可を得ております。以上、ご審議の程、よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきまして、8月2日、事務局の方2名、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私の計5名と●●●の●●●さん立会いのもとで現地確認をいたしました。譲受人の●●●の●●●さんが、この地域は居住環境に恵まれているということで、分譲住宅3区画を計画されて、●●●さんをお願いをされたようです。●●●さんは県外に住んでおられるということもありまして、それに応じられたということでございます。申請地は事務局から説明がありましたし、写真にもありましたように、雑草が生い茂って竹等も生えておりました。大変荒れた状況でしたので、この中には立ち入れないよ

うな雰囲気、まわりからいろいろ観察をしましたが、西側が市道、北、東側が住宅地、南側が畑に隣接しておりますが、隣接農地承諾書も取られておりますので、このまま放置されるよりは分譲住宅として整備された方が良くと判断いたしましたので、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

8月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西780mに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は401㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線から、市道●●●線を南に200m程度入った市道沿いの農地です。●●●、こちらが●●●となり、このあたりとなります。

こちらが、周辺状況です。市道からの申請地を撮影したものです。

こちらが、申請地北側の周辺状況です。こちらも以前農地だった

場所で、令和2年8月に農地法第5条の転用許可を受け、宅地分譲（10区画）及び進入路が整備された場所となります。

現在、事業は完了しており、分譲地も全て完売されておられます。

転用目的ですが、宅地建物取引業者の免許を持つ●●●さんが、既存の宅地造成地に隣接した申請地を買い受け、2区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものであり適当です。

所有者の●●●さんも、他県に居住していることもあり、農地の管理が困難なため申入れに応じられました。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は公衆用道路、東側は市道、西側は宅地に接しております。南側は畑に接しておりますが、隣接農地承諾書を頂いており進入路も確保されているため問題ありません。

（スクリーンに配置図を表示）

次に土地利用計画図ですが、こちらの赤で囲まれた2区画が申請地になりまして、200.50㎡の区画を2区画整備する計画です。青で囲まれたところは令和2年に転用許可を受けて宅地造成された場所でございます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、位置指定道路内の側溝を通じて、東側市道の既設道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は、公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、表土を10cm除去し、整地される計画であり、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、8月2日、事務局2名、●●●委員と●●●推進委員と私の計5名で現地調査をいたしました。現地につきましては、ただいま事務局からの説明のあったとおりでございます。2年前に開発され、非常に人気があったようで、すべて完売された

ところでは、この土地は全体的に高くしてありますので、周囲よりは80から90cmくらい高くなっているもので、水没するような場所ではないということで人気なのかなと思っております。状況的には写真のとおり、雑草が生えているということで、農地としては何もないという状況でございます、周囲も荒れたところが残っており、隣に柑橘畑が少しあるのですが、これも荒れた柑橘畑で今後どうするのかという思いがありますが、この申請地については宅地になるということで、問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それではないようですので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

8月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東1.4kmに位置する第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地と山林に囲まれた孤立した小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記は畑、現況は転用許可済み地のため荒廃、面積は314㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんと妻の●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。

場所は、●●●のある市道●●●線を300m登った市道沿いの

農地です。

写真の説明をいたします。こちらが、周辺状況です。

こちらが、道路から申請地を撮影したものです。

こちらは、申請地南側の山林となります。現在は、太陽光パネルが設置されている状況となっております。

転用目的は自己用住宅（1棟）及び自己用駐車場（2台）の整備です。申請地は、所有者の●●●さんが、昭和60年1月14日付で農地法第5条の許可を受けて、自己用住宅を建築する予定でありましたが、諸事情により断念するに至りましたが、このたび、●●●で物件を探されていた転用者の●●●さんが、申請地に自己用住宅の建築を希望されたため、売り渡すことになりました。

こちらの申請は、事業の継承に係る計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものございます。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側は市道、東側は雑種地、進入路となっております。南側は山林、西側は宅地に接しており隣接農地はありません。

（スクリーンに配置図を表示）

土地利用計画ですが、木造太陽光パネル板及びビニール板葺平家建ての自己用住宅1棟、建築面積81.06㎡と自己用駐車場（2台分）を整備されるご計画です。敷地面積は314㎡で500㎡以下の一般住宅の面積基準を満たしており、建ぺい率は25.8%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に溜枡を設置し、北側の既設の市道側溝に放流させ、汚水は合併浄化槽から同じく北側の市道側溝に放流するため適当です。

被害防除計画ですが、過去の転用の際に、既に造成が行われており、造成や地盤改良はありません。敷地の境界には、高さ1.2mブロック積擁壁で法面を保護するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

参考に、こちらが1階の平面図でございます。こちら2階ではなく屋根裏の小屋の面積でございます。こちらが立面図でございます。建物の高さは4mでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、今事務局の説明のとおりでございまして、特に付け加えるところはありません。●●●さんが以前ここに、自己用住宅を建てるということで、転用をされておったわけですが、●●●さんがほかのところに家を求められたということで、ずっと長い間ここが空いており、自己用住宅が建てられなかったという状況で、このたび、●●●さんに売られるということでもありますので、今写真にもありますように、セイタカアワダチソウなどが生えて非常に荒れておったということで、周辺に農地はありませんし、右側には現在、転用で住宅も建っております。先ほどありました太陽光パネルも設置されているということで、自己用住宅を建てるにあたって、何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
今の説明で、構造のところ、屋根材の太陽光パネルというのは。

事務局 この部分ですね。この部分に太陽光パネルを前面に設置し、建物登記も太陽光パネル板葺きとされるご予定です。こちらの平面図のところはビニール板葺きということで、屋根の種類が2つに分かれています。

議 長 太陽光パネルというのは今までは、屋根を葺いた上にパネルを設置しておったのが、屋根材として太陽光パネルを使うわけですか。

事務局 その下にはビニール板があるのですが、ビニール板の上に太陽光パネルを前面に張る場合は、建物登記には太陽光パネル板葺きというかたちになります。今回、私もはじめて聞きました。

議 長 太陽光パネルの寿命が20年ということで、電力会社とも20年の契約になっています。そののちは更新されるかわかりませんが、寿命自体20年ということになると、20年経って太陽光パネルを剥ぐと、そのまま太陽光パネルを設置するのか、屋根をやり替え

るのか気になりました。

事務局 許可書を出すときに確認いたします。

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

8月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東580mに位置し、第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は331.16㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

本申請地は、この度の農地転用に係り、●●●の農地から分筆登記されたものであり、もともとの農地の面積は、1,819㎡あったものでございます。

場所は、西側に国道●●●号線●●●が通っておりまして、市道●●●線を東に100mほど入った市道沿いの農地です。

写真の説明ですが、こちらが、申請地周辺の状況です。写真奥が国道●●●号線●●●です。こちらは市道沿いから撮った写真です。こちらは東側から撮った写真で、最後は横の住宅側から撮った写真です。

転用目的は、自己用住宅(1棟)の建築です。転用者の●●●さんは3人家族で、菽市の中心地で利便性がよい場所に新居を構えたいと物件を探していたところ適地が見つかったため申請地の購入を

検討され、所有者の●●●さんも、高齢により、耕作が困難になってきたことから、耕作規模の縮小のため売却に応じられたものとなります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は市道、西側は宅地、東側と南側は所有者の●●●さんの畑に接しておりますが、進入路も確保されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造カラー鋼板葺平家建ての自己用住宅1棟、建築面積117.66㎡を整備されます。敷地面積は331.16㎡で500㎡以下の一般住宅の面積基準を満たしており、建ぺい率は35.5%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしております。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内の溜枡から、北側の市道の既設道路側溝に放流し、汚水は、合併浄化槽から、北側の市道の既設側溝に排出するため適当です。

被害防除計画ですが、10cm～20cmの盛り土を行い、周辺をブロック積み擁壁で囲んで、整地を行うため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが1階の平面図で平屋でございます。こちらが建物の立面図で、建物の高さが5.665mでございます。以上、説明を終わりますご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、8月2日、事務局並びに、●●●農業委員さん、●●●推進委員さんと私とで現地調査を行いました。

内容については、ただいま説明があったとおりでございます、1筆の大きな畑の分筆ということでございます。周囲は持ち主の畑が残るわけございまして、隣には宅地となります。赤線が入って

いますけれども、利用されていないような状況でございます、その隣の畑となっているのが、荒廃農地で笹が繁茂している状態になっております。若い方が入ってこられるということで、特に問題はないと思います。周囲の奥の方の畑も現在使われていない状況でございます、いずれここも畑ではなくなるのかなという気がしております。奥の方や周辺がだんだん荒れてきております。ここの地区は宅地化がどんどん進んでいるので、いずれここも宅地になるような場所でございます。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 会議がはじまりまして1時間20分です。まだ議案が残っておりますが、ここでいったん休憩いたします。全員そろいましたら再開いたします。よろしくお願いいたします。

事 務 局 総会の途中ですが、資料に誤りがありますので、差し替え等で申し訳ございませんが、今お配りした貸貸借情報の資料で議案にかけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 では、全員揃いましたので再開いたします。

議 長 議案第58号「農地貸貸借情報の提供について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第58号「農地貸貸借情報の提供について」を説明します。萩市の貸借料情報ということで、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに告示された利用権設定の貸借料水準につきまして

てご説明します。

表をご覧ください。上段が水田の部、下段が畑の部となっています。

水田、畑の部それぞれ地域名の横に記載しております、平均額というのが、賃借権（有償）だけの平均額です。表の一番右に記載しております、（参考）地域平均額につきましては、使用貸借（無償）を含めた平均額で表示しています。なお、物納につきましては1俵が13,000円で換算しています。平均の計算をする際に極端に高いもの、極端に低い額は参考にならないため、除外をしております。利用権設定などの参考にしていただければと思います。以上、議案第58号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 それでは採決いたします。議案第58号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり承認いたしました。

（報告事案-1）

議 長 議案第59号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案59号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

第1項の計画変更は、先ほどの議案第57号第4項で説明しました、昭和60年1月14日付けで農地法第5条の転用許可を行いました転用計画の変更承認申請に関するものです。

変更内容は、事業実施者の変更です。

当初の事業計画者の●●●さんと妻の●●●さんに代わって、事業承継者の●●●さんが、目的を変更せず、自己用住宅の建築によ

り、転用計画を達成しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第59号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第60号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第60号第1項について説明いたします。議案は13ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

8月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西4kmに位置する、農業振興地域内にある農用地区域外農地で、過去に公共投資の対象となっていない集団性のある農地で第1種農地です。

地番は●●●、地目は畑、面積115㎡の内53.4㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農業用倉庫1棟の建設です。

場所は、●●●の●●●地区となります。市道●●●線沿いにある農地となります。

転用理由は、既存の倉庫が狭くなったため、建て替えるものでございます。

倉庫は、木造ガルバリウム波板葺き平家建て、幅8.9m、奥行き6.0m、面積53.4㎡の農業用倉庫1棟です。

倉庫には、田植機、コンバイン、トラクターを保管するご計画です。

隣接農地の関係ですが、北側は道路(市●●●線)、東側は公衆用

道路、南側と西側は申請者所有の畑に接しており問題ありません。

用排水計画は、雨水については、自然流下で地下浸透させ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、盛土、切土等の造成は伴わず、整地のみ行うものであり、土砂等の流出の恐れは無く適当です。

以上、届出がありましたので報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第60号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は15ページです。

第1項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,377㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、榎屋の●●●さんです。解約後は、農地中間管理機構を通した契約に変更します。

続きまして第2項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,239㎡外2筆、合計6,525㎡です。賃借人は同じく●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は同じく、農地中間管理機構を通した契約に変更します。

続きまして第3項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,590㎡外1筆、合計5,560㎡です。賃借人は同じく●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は同じく、農地中間管理機構を通した契約に変更します。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第61号の報告は終わ

ります。

議 長 議案第62号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
第1項から第5項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第62号第1項について説明いたします。議案は
17ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは、議案第62号第1項について説明いたします。議案は
17ページです。

8月3日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん
と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南160mに位置する、●●●、登記地目
は畑、面積は15㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、●●●裏の市道●●●線の道路沿いの小農地です。

申立てによると、申請地は、宅地から分割された残地で、市道沿
いの幅が狭い土地のため、使い道の無いまま地積調査で畑として認
定されたものであります。

本調査によると、申請地は市道沿いの小さく異形な土地であり、
農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したもので
す。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

こちらは、7月総会分の3条申請の現地調査において、農地の現
況を確認した結果、荒廃農地であったため、現況確認申請扱いとし、
このたび、現況確認書交付申請があったものとなります。

7月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地
調査を行いました。

申請地は、●●●から北西920mに位置する、●●●、登記地
目は畑、面積は198㎡外1筆で、合計面積は892㎡です。申請
人は、●●●の●●●さんです。●●●の西側の小さな農地2筆と
なります。

申立てによると、●●●は、40年以上前から耕作しておらず山
林化し、●●●は、20年以上前から耕作しておらず荒廃している

ということです。

本調査によると、●●●は山林化しており、●●●は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

8月3日、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南380mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は54㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが●●●になりまして、県道●●●線沿いにある建物が上に建っている土地となります。

申立てによると、申請地は、昭和61年に埋立てられ、申請地西側の5323番2に所在する建物の増築が行われ現在に至るということです。

本調査によると、申請地には、木造瓦葺平家建の居宅が建っており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項について説明いたします。

こちらにも、7月総会分の3条申請の現地調査において、農地の現況を確認した結果、荒廃農地であったため、現況確認申請扱いとし、このたび、現況確認書交付申請があったものとなります。

7月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西2.1kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は56㎡外6筆で、合計面積は5,129㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、●●●になりまして、●●●地区内に大きく分けて4か所、計7筆の土地となります。

●●●及び●●●地区に5筆、●●●が2筆となります。

申立てによると、●●●、●●●、●●●、●●●は山林化し、●●●と●●●は20年以上耕作しておらず荒廃しています。また、●●●は、20年以上前から進入路として利用されているということです。

本調査によると、申請地●●●、●●●、●●●、●●●、●●●

●、●●●は雑木等が生い茂り、●●●は、進入路として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第5項について説明いたします。

8月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は9,901㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、県道●●●線で、直売所の●●●や●●●がある●●●地区で、申請地はこちらの、●●●の東側の農地になります。

申立てによると、申請地は、耕作放棄により、竹や雑木が自生しているということです。

本調査によると、申請地は、竹や雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第62号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時15分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年8月18日

萩市農業委員会会長

片岡兼雄

委員

園崎弘明

委員

原川久美子